

# 四半期報告書

(第63期第3四半期)

自 平成26年10月1日  
至 平成26年12月31日

株式会社ウッドワン

広島県廿日市市木材港南1番1号

(E00630)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク .....	2
2 経営上の重要な契約等 .....	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等 .....	6
(2) 新株予約権等の状況 .....	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	6
(4) ライツプランの内容 .....	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	6
(6) 大株主の状況 .....	6
(7) 議決権の状況 .....	7
2 役員の状況 .....	7

第4 経理の状況 .....

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 .....	11
四半期連結損益計算書 .....	11
四半期連結包括利益計算書 .....	12
2 その他 .....	18

第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....

[四半期レビュー報告書] .....

卷末

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月13日
【四半期会計期間】	第63期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本祐昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 藤田守
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 藤田守
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第3四半期連結 累計期間	第63期 第3四半期連結 累計期間	第62期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成26年4月1日 至平成26年12月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	51,166	47,230	69,265
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	1,189	△631	1,667
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,308	790	1,722
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,451	2,729	5,387
純資産額 (百万円)	44,024	47,461	44,882
総資産額 (百万円)	98,113	98,867	98,231
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	28.03	16.94	36.91
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	42.0	44.9	42.7

回次	第62期 第3四半期連結 会計期間	第63期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成26年10月1日 至平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	19.71	7.60

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。  
 2. 売上高には、消費税等は含まれていません。  
 3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

#### 2【事業の内容】

当社グループ(当社及び連結子会社)は、住宅建材及び住宅設備機器の製造並びに販売を主たる事業としており、当社及び子会社10社から構成されています。

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、円安の進行に伴い輸出型企業の業績は向上する一方、内需型企業は、消費税増税による個人消費の低迷や原油価格下落はあるものの円安による原材料コストの上昇等の下振れ影響もあり、景況感にばらつきのある状況で推移しました。

住宅業界におきましては、平成26年度に入り、消費税増税に伴う反動減や消費税率10%への引き上げが延期されたことで駆け込み需要も見込めないまま新設住宅着工戸数は、前年同月比で大幅に減少となりました。また当社グループの主力分野である持家や分譲戸建住宅は、職人不足や政府による住宅支援策を見極めようとする消費者心理も加わり、同様に大幅に前年比マイナスで推移しました。

当社グループにおきましては、当連結会計年度は『第三の創業』とし、これまで培ってきたDNAを土台として、今後の劇的な環境変化にも対応し得る体制を構築し、当社グループの独創的な市場を創造して、グローバルに成長していく新時代のスタートの年としています。『挑む！第三の創業』を基本方針とし、『伸びるチャネルで売り！伸びばす商品を伸ばし！稼げる商品で稼ぐ！』を営業方針とし、森林認証（※）を取得しているニュージーランドの森林資源を活用したピノアースシリーズを中心に、木が持つ潜在能力を梃子（てこ）に、新成長市場であるアジア市場や国内のリフォーム・中古再販市場などで、“勝てる市場×勝てる仕掛け”を創造し、売上増大に努めています。

広島・大阪・新宿を中心とした全国のショールームは、無垢の木のキッチン「スイージー」を主体に、新商品である無垢の木の洗面台、床材、内装建具などをトータルコーディネートすることで、お客様（お施主様・ビルダー様等）が実際の生活空間をイメージしやすいルームを再現しています。“木のぬくもりを暮らしの中へ”をキャッチフレーズとして、これらのショールームを最大限活用して、無垢の木のキッチン・無垢商品等の販売を強化し好評を得ています。また、ピノアースでは、レッドやブルーなどカラフルな色彩を採用したピノアースカラーペイントドアを発売し、様々なユーザー層に無垢ドアの魅力をアピールしています。

当社グループは、環境共創企業として、所有する山林資源を有効に活用した新製品の開発をこれまで以上に進めるとともに、職人不足が恒常化するなか業界をリードする省施工製品の取り付けを体験できる「施工道場」を関東事業所内に新設しました。併せて更なる業務の効率化・コスト削減・資産の効率化等を図り、新しい顧客開拓にも注力していきます。

住宅建材では、組み替え可能な収納「e・ra・bo」、リフォーム用として無垢フローリング「ピノアース6mm厚タイプ」、内窓で国内初のFSC認証製品である無垢の木の内窓「MOKUサッシ」、断熱改修を手軽に実現可能とするリフォーム用断熱改修パネル「あったかべ」、簡単に無垢材の素材感が味わえる無垢カーペット「ぴたゆか」、内装床材では、厚貼りフローリングの手作り工芸調床材コンビットクラフトシリーズ、階段では、職人不足対策や工期短縮を実現するセットオン階段「Light」、インテリア性の高い上質な空間を提案する室内ドア「ソフトアートシリーズE type」等、ニーズに応える様々な商品展開を強化いたしました。

住宅設備機器では、ニュージーパイン、メープル、オーク、ウォールナットの4つの樹種の無垢扉を選べるキッチン「スイージー」は、住宅の室内ドアや床材などの内装材とトータルコーディネートできることで相乗効果を生むことから好調に推移しています。また、この無垢の木のキッチン「スイージー」のシリーズとして、木のぬくもりを感じる「無垢の木の洗面台」や手で“触れたくなる”ような木の質感が漂うテーブル、ベンチ、スツールに展開した「スイージーファニチャー」を拡販し、今後も無垢の木の強みを活かした製品開発に努めてまいります。

また、当社グループでは海外関連子会社を含めた新たな加工・流通・販売体制の構築を行い、成長著しいアジア市場など海外向けの売上増大に努めています。

このような施策を行い販売数量の増加による売上高増加・付加価値の高い商品群へのシフト・製造コスト削減に努めましたが、新設住宅着工戸数の反動減や夏場の天候不順による工期遅れ、円安によるコストアップ等により、前年同四半期連結累計期間比では、売上高・利益ともに減少となりました。

この結果、連結売上高は、47,230百万円（前年同四半期比7.7%減）、営業利益170百万円（前年同四半期比92.5%減）、経常損失631百万円（前年同四半期は経常利益1,189百万円）、四半期純利益790百万円（前年同四半期比39.6%減）となりました。なお、串戸工場1課の土地を平成26年9月30日に株式会社イズミへ売却したこと等により特別利益に固定資産売却益1,709百万円を計上しました。

(※) 國際的な審査機関FSC®（森林管理協議会）のFM認証（森林管理認証）とCoC認証（加工・流通過程の管理認証）の総称／ライセンスNo.FSC-C043904

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間における連結財政状態は、前連結会計年度に比べ、流動資産が2,868百万円減少、固定資産が3,504百万円増加、負債が1,942百万円減少、純資産が2,579百万円増加しました。主な内訳として、流動資産の減少は、主に現金及び預金が2,008百万円減少、受取手形及び売掛金が924百万円減少、為替予約（流動資産）が785百万円減少、たな卸資産が722百万円増加したことによるものです。固定資産の増加は、主に本社敷地に隣接する賃借していた倉庫購入などの設備投資や為替の影響によるニュージーランド子会社の立木勘定の増加などにより、有形固定資産が3,356百万円増加したことによるものです。負債の減少は、主に支払手形及び買掛金が1,280百万円減少、短期借入金が1,193百万円減少、未払法人税等が483百万円減少、引当金（流動）が392百万円減少、退職給付に係る負債が292百万円減少、繰延税金負債（固定）が291百万円減少、長期借入金が2,037百万円増加したことによるものです。純資産の増加は、主に利益剰余金が621百万円増加、為替換算調整勘定が1,861百万円増加したことによるものです。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題については重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

### 株式会社の支配に関する基本方針

#### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主によってなされるべきと考えます。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの又は株主に当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられます。

当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造並びに住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えています。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと当社は考えています。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しています。

##### (a) 中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造、住宅設備機器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しています。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題です。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為です。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてきました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきました。そして、当社は、これから厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、(I)森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した品質と量の原材料確保を図り、(II)貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、(III)木が持つ潜在能力を梃子(てこ)に、新成長市場であるアジア市場や国内のリフォーム・中古再販市場などで、“勝てる市場×勝てる仕掛け”を創造し、(IV)変化する市場の本質を見極め、魅力ある商品・サービスを提案し、新たなファンを創造し、(V)新たな戦略を全社で迅速に推進するため、国内外の製造ネットワークをさらに整備し、効率的な運営とコスト低減を図るとともに、社内の仕組みを再構築し、(VI)認証材を活用した国内外のニーズに応えていきます。

(b) コーポレート・ガバナンスの状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針です。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア)会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しています。4名の監査役(内社外監査役2名)により、取締役及び執行役員の職務執行につきまして、厳正な監視を行っています。

また、当社取締役会は、平成26年12月31日現在7名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催しています。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しています。

毎事業年度の経営計画につきましては、全社計画を策定し、各部署におきまして具体策を立案及び実行しています。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るために、執行役員制度を導入しています。

内部統制につきましては、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しています。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化の一環として、内部監査室の設置を行う等、体制面の充実を図っています。

会計監査は平成19年4月より西日本監査法人に依頼して、定期的な監査の他、会計上の課題につきましては随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めています。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けています。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

(イ)リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いています。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門におきましては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

(③)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させるために平成26年6月26日開催の株主総会におきまして第四回信託型買収防衛策（以下「信託型防衛策」）と第五回事前警告型買収防衛策（以下「事前警告型防衛策」）の導入について承認を得ています。買収等に対して対抗措置の発動が必要であると判断される場合には、原則として信託型防衛策が選択されますが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、信託型防衛策に代えて事前警告型防衛策が発動されることがあります。従って信託型防衛策に基づく対抗措置と事前警告型防衛策に基づく対抗措置が同時に発動されることはありません。

なお信託型防衛策及び事前警告型防衛策の導入の目的及びスキームに関しては当社のホームページ([http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20140526\\_baisyuboueisaku.pdf](http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20140526_baisyuboueisaku.pdf))のIR情報に掲載している平成26年5月26日付「第四回信託型買収防衛策及び第五回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」で閲覧することができます。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、188百万円です。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結累計期間における当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しは、重要な変更及び新たに生じたものはありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	196,839,384
計	196,839,384

###### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） (平成26年12月31日)	提出日現在発行数（株） (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	49,209,846	49,209,846	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	49,209,846	49,209,846	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	—	49,209,846	—	7,324	—	7,815

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 2,554,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式（その他）	普通株式 46,362,000	46,362	同上
単元未満株式	普通株式 293,846	—	—
発行済株式総数	49,209,846	—	—
総株主の議決権	—	46,362	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式834株が含まれています。

②【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（%）
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市 木材港南1番1号	2,554,000	—	2,554,000	5.19
計	—	2,554,000	—	2,554,000	5.19

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、西日本監査法人による四半期レビューを受けています。

## 1 【四半期連結財務諸表】

### (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	6,979	4,971
受取手形及び売掛金	8,949	8,025
商品及び製品	5,958	6,531
仕掛品	2,328	2,040
原材料及び貯蔵品	7,062	7,500
繰延税金資産	297	32
為替予約	2,143	1,358
その他	917	1,312
貸倒引当金	△9	△11
流動資産合計	<u>34,629</u>	<u>31,761</u>
<b>固定資産</b>		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,318	9,462
機械装置及び運搬具（純額）	8,377	8,631
土地	11,503	12,832
立木	18,448	19,503
その他（純額）	2,697	3,274
有形固定資産合計	<u>50,346</u>	<u>53,703</u>
無形固定資産	496	462
投資その他の資産	※1 12,758	※1 12,940
固定資産合計	<u>63,601</u>	<u>67,106</u>
<b>資産合計</b>	<u>98,231</u>	<u>98,867</u>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	6,507	5,226
短期借入金	※3 10,200	※3 9,006
1年内償還予定の社債	—	300
未払法人税等	557	73
引当金	408	15
その他	3,531	3,504
流動負債合計	<u>21,204</u>	<u>18,127</u>
<b>固定負債</b>		
社債	4,700	4,400
長期借入金	※3 22,422	※3 24,459
繰延税金負債	3,233	2,942
引当金	346	331
退職給付に係る負債	1,105	812
その他	335	332
固定負債合計	<u>32,144</u>	<u>33,278</u>
<b>負債合計</b>	<u>53,348</u>	<u>51,405</u>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金	7,815	7,815
利益剰余金	20,730	21,352
自己株式	△2,132	△2,133
<b>株主資本合計</b>	<b>33,738</b>	<b>34,359</b>
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	239	444
繰延ヘッジ損益	657	397
為替換算調整勘定	7,377	9,239
退職給付に係る調整累計額	△81	△70
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>8,192</b>	<b>10,011</b>
新株予約権	252	271
少数株主持分	2,698	2,818
純資産合計	44,882	47,461
<b>負債純資産合計</b>	<b>98,231</b>	<b>98,867</b>

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	51,166	47,230
売上原価	34,652	33,486
売上総利益	16,513	13,744
販売費及び一般管理費	14,229	13,573
営業利益	2,284	170
営業外収益		
受取利息	32	33
受取配当金	41	43
受取賃貸料	124	135
その他	235	183
営業外収益合計	434	395
営業外費用		
支払利息	492	440
売上割引	378	341
為替差損	369	239
その他	289	175
営業外費用合計	1,530	1,197
経常利益又は経常損失(△)	1,189	△631
特別利益		
固定資産売却益	887	1,709
為替差益	※ 309	—
その他	14	8
特別利益合計	1,211	1,718
特別損失		
固定資産売却損	31	8
固定資産除却損	47	15
子会社清算損	79	—
その他	4	4
特別損失合計	162	28
税金等調整前四半期純利益	2,237	1,058
法人税、住民税及び事業税	427	421
法人税等調整額	475	△104
法人税等合計	902	317
少数株主損益調整前四半期純利益	1,334	740
少数株主利益又は少数株主損失(△)	26	△49
四半期純利益	1,308	790

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,334	740
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	168	205
繰延ヘッジ損益	283	△309
為替換算調整勘定	2,665	2,081
退職給付に係る調整額	—	11
その他の包括利益合計	3,116	1,988
四半期包括利益	4,451	2,729
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,066	2,609
少数株主に係る四半期包括利益	384	120

**【注記事項】**

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した单一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が280百万円減少し、利益剰余金が181百万円増加しております。なお、当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微です。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
投資その他の資産	45百万円	43百万円

2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形割引高	1,037百万円	844百万円

※3 財務制限条項

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
--	-------------------------	-------------------------------

平成25年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額5,000百万円、平成26年3月31日現在借入金残高5,000百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	5,000百万円
借入実行総額	5,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成26年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成25年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成26年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成25年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額8,300百万円、平成26年3月31日現在借入金残高8,150百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	8,300百万円
借入実行総額	8,300
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

平成26年9月25日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額2,000百万円、平成26年12月31日現在借入金残高1,000百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	2,000百万円
借入実行総額	1,000
借入未実行残高	1,000

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成27年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成26年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成27年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成26年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成26年12月31日現在借入金残高3,000百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
① 純資産維持	① 純資産維持
平成26年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成25年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。	平成27年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成26年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。
② 営業利益の維持	② 営業利益の維持
平成26年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。	平成27年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。
平成25年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額6,900百万円、平成26年3月31日現在借入金残高6,600百万円）において財務制限条項が付されています。 これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。	平成25年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額8,300百万円、平成26年12月31日現在借入金残高7,925百万円）において財務制限条項が付されています。 これらの契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。
タームローン	タームローン
契約総額	8,300百万円
借入実行総額	8,300
借入未実行残高	—
なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。	なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。
① 純資産維持	① 純資産維持
平成26年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成25年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。	平成26年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成25年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。
② 営業利益の維持	② 営業利益の維持
平成26年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。	平成26年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。
平成25年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額6,900百万円、平成26年12月31日現在借入金残高6,150百万円）において財務制限条項が付されています。 これらの契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。	平成25年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額6,900百万円、平成26年12月31日現在借入金残高6,150百万円）において財務制限条項が付されています。 これらの契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。
タームローン	タームローン
契約総額	6,900百万円
借入実行総額	6,900
借入未実行残高	—
なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。	なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
① 純資産維持	平成26年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を平成25年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。
② 営業利益の維持	平成26年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 為替差益

前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
--	--

Juken New Zealand Ltd. の外貨建借入金の期末換算から生じた為替差益は、著しい相場変動により発生したものため、特別利益として計上しています。

—

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりです。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	2,597百万円

2,469百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	174	3.75	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金
平成25年11月8日 取締役会	普通株式	174	3.75	平成25年9月30日	平成25年12月9日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	174	3.75	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	174	3.75	平成26年9月30日	平成26年12月8日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、住宅建材設備事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4月 1 日 至 平成25年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1 日 至 平成26年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	28円3銭	16円94銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	1,308	790
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	1,308	790
普通株式の期中平均株式数（株）	46,662,360	46,658,136
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	—	—
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（株）	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

## 2 【その他】

平成26年11月 7 日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額……………174百万円
- (ロ) 1 株当たりの金額……………3 円75銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成26年12月 8 日

(注) 平成26年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っています。

## **第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月12日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 栗 栖 正 紀  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山 内 重 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。